

京葉ガスハウスクリーニング利用規約

第1項 サービス内容

当社が提供するハウスクリーニングサービスの主な内容は、以下の通りとします。

1. エアコンクリーニング
2. キッチンクリーニング
3. レンジフードクリーニング
4. 浴室クリーニング

第2項 サービス対象

1. 京葉ガスの供給エリアにお住まいで、原則、京葉ガスが提供するガス小売契約を締結している方、または、当社が指定する事業者とガス使用契約を締結している方が対象となります。
2. 本サービスでは、一般的家庭で使用される機器、設備に対してサービスを行います。
3. 以下の作業に関しては、サービス対象外となります。
 1. 商品に定められた以外の作業
 2. 部品の分解が困難である場合の作業
 3. 高所や危険を伴う作業
 4. 対象物に故障、不具合がある場合。もしくは正常に動作しない状態の場合の作業
 5. 対象物が対象以外のタイプ、型式、大きさの場合
 6. 対象箇所に機器や部品の故障や劣化が見られるなど、作業することにより悪化する恐れがある場合の作業
 7. その他当社において取り扱いができないと判断する作業

第3項 ご利用条件

以下の内容をご了承いただけない、もしくは満たしていないと当社が判断した場合は、サービスの提供を中止させていただきます。

1. 「本利用規約」、「補償規定」をご了承、同意をいただいた方
2. 常時、いずれかの方法（eメール・固定電話・携帯電話）で連絡が取れる方
3. 電気、水道、ガス、作業場所（シンクや浴室等）、洗剤、掃除用具の使用をご了承いただける方
4. サービス時にご在宅いただける方。また、サービス事前事後にご説明を受けていただき、内容にご同意いただける方

第4項 サービスの申し込み・予約

1. ご予約は、お申し込み日から、5日以降（土日祝および年末年始を除く）でご希望の日時を3つお伝えください。
2. 本サービスのお申し込み日から4日以内（土日祝および年末年始を除く）に、提携会社よりご連絡します。
3. ご予約状況によりご希望の日時にサービスが提供できない場合があります。その場合はお客様より別のご希望日時をいただくか当社から別の日時をご提案させていただく場合があります。
4. 繁忙期（6月下旬から7月下旬、11月上旬から12月下旬）は予約が大変取りづらくなっていますので、該当の時期にサービスをご希望される場合は、早めのお申し込みをおすすめします。
5. 当社からサービス日程のご連絡をさせていただく際に3日以上連絡がつかない場合は、いったんお申し込み自体をキャンセルさせていただきます。

第5項 サービス実施時の注意事項

1. サービス実施時には、現金および貴金属・貴重品は必ず片付けて保管場所に収納してください。取り扱いに注意を要するものがあれば、事前にお知らせください。
2. 作業の場所により、物を移動する場合がございますが、サービス実施箇所付近の大切な物、壊れやすい物、割れ物等は事前に移動していただきますようお願いします。

3. 当日のサービス箇所・内容の追加注文は基本的にはお受けできません。
4. 作業目安時間は1人での作業を想定していますので、2人で作業を行う場合には目安時間より短い時間で終了する場合があります。
5. 作業開始後に、事前に想定した状況と異なることが発生、発覚した場合は、お客様にご相談のうえ、作業内容を変更させていただく場合があります。
6. 作業箇所の機器の種類によっては、該当箇所への予定していた作業ができない場合があります。
7. 作業当日にお申し込み内容と異なることが判明した場合は、お申し込み時の金額から追加・変更が発生する可能性がございます。

第6項 サービス内容のご確認

1. 当日、サービススタッフがサービス前に説明させていただく確認内容をご了承ください。ご了承いただけない場合はサービスの提供はできません。
2. サービス終了後、サービス箇所をご確認いただき、サービススタッフが説明させていただく事項をご了承ください。

第7項 料金と支払い

1. 本サービスの利用料金は当社の定めによります。
2. 経済情勢の変動、法令の制定・改廃、租税公課の変更等により、当社は利用料金を改定することがあります。
3. 現在、ガス料金のお支払い方法が「口座振替」「払込用紙」の方は、ガス料金と合わせてご請求します。ガス料金のお支払い方法が「口座振替」「払込用紙」以外の方、もしくは当社が指定する事業者とガス使用契約を締結している方は、払込用紙をお送りします。

第8項 サービス日時の変更およびキャンセル

1. サービス日時の変更、キャンセルをされる場合は、予定訪問日の前々日までにご連絡ください。
2. 当日にキャンセルやご不在があった場合、予約したサービス内容は無効となり、予約いただいた販売価格全額をお支払いいただきます。

第9項 再清掃・点検

仕上りに満足いただけなかった場合は、以下の場合に限り、再清掃を承りますので、当社の提携会社まで直接電話でお申し出ください。再訪問の日程を調整した後、再清掃・点検など対応させていただきます。

1. 以下の項目すべてに該当する場合に限り、再清掃・点検を実施します。
 1. サービス実施日から3日以内にお申し出があった場合
 2. 作業実施前にお客さまと合意した作業が実施されていないことが認められた場合
 3. 作業の不備が明らかな場合
 4. 作業後に当作業が原因で何らかの不具合が発生した場合
2. 必要に応じて製造メーカーに点検、修理を手配させていただきますが、点検を行った結果、クリーニング作業が直接の原因ではなく、部品の劣化、消耗などにより正常に動作しない場合の修理費はお客様負担とさせていただきます。
3. クリーニング後に不具合が生じた場合、当社の提携会社に連絡なくお客様がご自身で他の会社へ修理を依頼した場合の費用は、当社での負担はいたしかねます。

第10項 個人情報の取り扱い

当社が本サービスのご利用に際して入手した個人情報は、主に以下の利用目的で使用します。

【利用目的】

1. 各種サービス提供のため
2. お客様のお取引に関する事務を行うため

3. アンケート・市場調査・データ分析・サービス研究・サービス開発を行うため
4. 各種サービスの購入前問い合わせや購入後のアフターサービスにおいて各種サービスに関する案内・報告を行うため
5. お客さまとの契約、法律等に基づく権利行使または義務の履行のため
6. その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に遂行するため

詳細は、個人情報保護方針について当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.keiyogas.co.jp/policy.html>

第11項 免責事項

1. レンジフード等で塗装がされている場合、クリーニング作業をする事により、塗装面の剥がれや風合いが変化する場合があります。また塗装がされていない場合でも風合いが変わる場合があります。
2. 浴室のタイル目地、ゴムパッキン等にしみ込んだカビ汚れなどは完全に落とせない場合があります。
3. 約10年以上経過したエアコン・レンジフード・ガスコンロなどのクリーニング作業にて不具合が生じた場合、メーカーでの部品調達ができない場合があります。
4. 作業箇所の状態、汚れの状態によっては、完全に除去できない場合があります。
5. 発生する「におい」は、ゴム等の材質にしみ込んでいる場合や電装部品等の清掃が不可能な箇所にあるなどの理由で、完全に除去できない場合があります。

第12項 協議事項

本規約に定めのない事項および本規約の条項のうち疑義が生じた事項については、お客さまと当社との間で協議して取り決めるものとします。

補償規定

<補償対象>

サービス日から3日以内にお申し出があった場合でお客さまから請け負ったサービス内容についてサービススタッフが行った行為に原因がある場合。

<事故原因の所在>

サービススタッフの故意または過失によって、お客さま宅の建物・家財道具やお客さまや家族に損害を与えた場合、当社が損害賠償の義務を負います。

<補償金額>

補償金額は、一般的に妥当な金額を当社にて補償するものとします。

<免責事項>

以下の場合には、補償対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

1. 事前に当社からのクリーニング作業工程で生じる損傷等のリスクに関する説明に対して許諾されていた場合
2. 当社およびその委託する者による調査にご協力いただけない場合
3. 当社から指定された損害補償に関する合意書を、3か月経過してもご送付いただけない場合
4. お客さまの主観的価値判断に基づく請求の場合
5. お客さまの主観的価値である無形的損害や慰謝料等の精神的損害の場合
6. 2次的損害の場合
7. 当社に責が認められない場合
8. 台風・地震・噴火・洪水・津波などの自然災害に起因する事故の場合
9. 戦争、海外の武力行使、革命、暴動、労働争議、デモ、その他不可抗力に起因する事故の場合

本利用規約を変更する場合は、当社ホームページへの掲載その他の方法によりお客さまに周知するものとします。

【制定日】2020年6月1日 京葉ガス株式会社

社名：京葉ガス株式会社

住所：千葉県市川市市川南2-8-8

TEL：047-361-0211

代表者：取締役社長 江口 孝

【お申し込みの撤回または解除について「クーリング・オフ制度】

- (1) お客さまが、訪問販売および電話勧誘販売でお申し込み（契約）された場合、本書面を当社から受領された日から起算して8日を経過するまで、書面または電磁的記録により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付等）または電磁的記録を発信したときから発生します。書面の場合は、当社宛てに郵送（簡易書留扱いが確実です。）していただき、電磁的記録の場合は、当社ホームページの「インターネットお客さま窓口」をご利用ください。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- (2) クーリング・オフを行う場合、お客さまは、①損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用もしくは消費し、または権利行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受け、または施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- (3) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを行ったことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面または電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。